

第2回市民検討会議

1 開催日時

平成 22 年 6 月 24 日(木) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 30 分

2 会場

熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもと 1 階 ウェルパル広場(会議・セミナー室)

3 出席委員(順不同)

大住委員長、荒木副委員長、中村委員、三島委員、山口委員、岩本委員、吉村委員、吉浦委員、守田委員、林委員、奥山委員 15 名中 11 名出席

4 次第

(1)開会

(2)委員自己紹介(前回欠席者)

(3)事務局説明

- ・第3次熊本市環境総合計画の策定について(補足)
- ・前回会議内容と今回の議題の確認

(4)議事

- ・環境行政の基本理念について

【資料:1～3】

- ・市民・事業者の責任と役割について

【資料:環境目標の分類図(案)、第3次環境総合計画重点プラン(たたき台)、第3次環境総合計画基本計画体系と市民・事業者・行政の役割(案)】

(5)その他

発言要旨

■委員自己紹介(前回欠席者)

○荒木副委員長

荒木でございます。第1回の会議は欠席させていただきました。今ご案内いただきましたように今何をやっているかという3月までは県立大学で教えておりました。まだ8月いっぱいまで集中講義が残っております。それ以外は県内の県および市町村の行政関係のお手伝いをしているのが実情です。環境に関しましては廃棄物処理法をつくるときの基本的な調査を現在の環境庁ができる前、当時の厚生省環境整備課から依頼されまして、特に自治体のゴミ処理問題を中心に約3年間、調査研究をさせていただきまして、現在の処理法の骨格を提案したというのが環境問題に関わる最初のきっかけです。私は専門は政治学、その中でも地方自治が専門で、自治体の行財政計画にかかれこれ41年ほど携わっております。そういうことで市民生活に直接関わる環境問題ということで、ゴミから始まり、地方自治もゴミで終わろうと考えております。よろしくお願いいたします。

○吉浦委員

九州電力の熊本西営業所の吉浦と申します。事業所は上熊本にありまして、熊本市の白川以西を管轄しております。環境につきましては電力会社として発電関係がございますが、今回の会議で、どういう環境についてのお話があるのか興味があり、参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。なお、吉村委員につきましては所用のため、後ほどご参加となっております。なお本日は、原委員、片山委員、藤原委員、永木委員は所用のためご欠席でございます。それでは事務局からも前回欠席者の紹介をいたします。環境保全局山田局次長です。

○山田局次長

山田でございます。皆様方にはこれから大変お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

これより、会議の進行につきましては、第3次熊本市環境総合計画市民検討会議設置要綱第5条第2項に基づき、委員長にお願いしたいと思います。大住委員長お願いいたします。

○大住委員長

今回も委員の皆さんのご協力をよろしく申し上げます。議題の審議に入る前に、次第3の内容について、事務局説明をお願いします。

■事務局説明

- ・第3次熊本市環境総合計画の策定について(補足)
- ・前回会議内容と今回の議題の確認

○大住委員長

どうもありがとうございました。それでは皆さんから質問等がありますでしょうか。いいでしょうか。それでは議題に入りたいと思います。議題1「環境行政の基本理念について」ですが、事前に事務局から資料を送っていますので、内容について事務局から説明をいただけますでしょうか。

■事務局説明

- ・事前送付資料の説明

○大住委員長

ありがとうございました。事務局の説明に対し、何かご質問はありませんか。特になければこれをもとに少し皆さんの意見交換という風にもっていきたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。先ほど、事務局からこの5つの視点でいいのか、もっとこういう分け方がある、これを足した方がいいんじゃないかとかいろんな意見があると思います。それでは荒木副委員長をお願いします。

○荒木副委員長

何についてどう意見を出していいか混乱しています。環境行政という枠で考えるのかというのが一つ、つまり環境行政の基本的考え方ということについて我々が検討していくのか、それともあるべき環境はどんなのかということについて基本的考え方をまとめていくのか、その辺の仕分けが1回目には私は欠席していたので見えてこない面があります。環境行政のあり方について考えていくんだったらそれなりの意見を言いますけれども、どうも環境行政に落とし込んでいくための環境についての基本的な考え方と、それを政策的にどう捉えていくのかということだという風に受け止めていたものですから。そうすると政策的対応という視点から考えますと、現在の環境はどういう状態にあるのかと。環境といっても経済環境、労働環境、いろいろ環境を総合的にまとめた上で我々市民生活を取り巻く外部との関わり方を環境という具合に捉えて、それが望ましい状態はかくあるべきという具合に捉えた意味での環境であれば、あるべき環境はこうだ、現状はこうだ、だから現状からあるべき環境に持って行くためには向こう10年間の間に何をどのように改善したり努力をしながら、望ましい環境にたどり着く、そういうことを背景的に計画に落とし込んでいくのかどうかと。これが環境計画だと思います。そのあたりを体系的に説明していただくと。熊本市が抱えている現在の都市環境というものはどういう環境と認識されているのか。あるべき姿はここに

5つの基本的な理念として考え方が捉えられている。そういったものを総合化して、望ましい環境はこうだ、そうであればそれに対して、現状から望ましいところへたどり着くためには、こういう側面ではこうやっていこう、例えば「我々市民生活においてはこういう具合に努力をしていきましょう」、あるいは「市民と企業が連携してこうやっていきましょう。その上で行政も一緒になってこうやっていきましょう」と、「ルールが不十分であればこういうルールをつくって対応していきましょう」と。いろいろ望ましい姿にたどり着くまでの手法が示されていかななくてはいけない。そのポイント、ポイントを出していけばよろしいのではないか。そのポイントを5つだけでいいのか、あるいはもっとわかりやすい形、私たち市民と環境というような環境を市民生活に引き寄せて身近な問題として捉えて、「だからこうもっていかなくちゃ望ましい環境にたどりつけないのではないか」と。そうすると熊本市民 73 万人も「ああ、そういうことなんだ」と理解してもらえるのではなかろうかと思いました。

○大住委員長

じゃあ、事務局からちょっと説明をお願いします。今のことを整理していかないと次にはいけないかなと思います。

○事務局

貴重なご意見ありがとうございます。まさにあるべき姿に対してどう政策を打っていくのか、そういう中で市民の皆様、事業所の皆様がどう取り組んでいくのか。今ご指摘いただきました中で、現状をどう分析していくのかということは重要なことでございまして、これについてはこの理念の記述中で、関係各課を列挙しておりますが、その中でかなりの議論をして現状を、それからあるべき姿というものをこの中に書き込んでいきたいと思っております。そしてその方向性を示していきたいという風に思っているところでございます。またこの中には熊本市のあるべき姿、環境総合計画の中では10年後のあるべき姿、いわゆる都市像ですが、そういう環境的な側面からも都市像というのを理念と別に示して参りたいと思っております。これについては環境審議会の中にもご意見いただくテーマとしてお願いしているところでございます。

○大住委員長

それではその逆の手法で、それを描きながらポイント、ポイントをむしろ市民のほうから提案するという風にしたいと思います。それでは中村委員よろしくをお願いします。

○中村委員

論点をはっきりわかりにくくなっております。理念といたしましては細かいところはいれないということでしたが、川とかリサイクルとかエネルギーとかが入っていません。どこに入るのでしょうか。今日はその辺の詳細まではいかないということでしょうか。

○事務局

川の話というのは理念1の自然の部分に入ると思います。リサイクルやエネルギーは地球環境の変化への対応だったり、経済の基本理念ですとか、この中に確かに細かい部分までは明示しておりません。ただ、自然環境の部分、地球環境の部分、地域であったり都市環境の部分、そういったものも全て現状分析とそれから将来へ向かってのあるべき姿、それに対する取り組み方、方向性というものを基本理念の中でまとめていきたいと考えております。

○中村委員

例えば関連課とあります。今までがけっこう計画があったと思うんですが、だいたい今までは立ち消えになっていると思います。これを推進するにあたり特別プロジェクトを組むのか、方向性へもっていくという理念だけをつくるのか、各関係機関が専門的にやるのか、たまたま会議があるときにやるのか、具体的な施策を教えていただければと思います。例えば高齢者だとわくわくシルバープランというのが出てきます。昨日たまたま会議があったんですけど、そこも横断的に各課を集めてプロジェクトを組織してやっていたらいいと思います。その辺で横の行政がつながるともう少しスムーズになると思います。私はまちづくり委員会をやっておりますので、住民の方でどういった活動をやっていくのかという指針を少し入れていただいて、少し検証をさせていただいて、要するに第3次環境総合計画に対して住民としてどういう風にかかわったのかとか、そういうのを逆に広報して中島の方ではこうやって成功したからよそでもやれるとか、よその校区でやっている成功例などもできれば入れていただければいいと思います。

○大住委員長

ありがとうございます。それでは次お願いします。

○山口委員

山口です。環境総合計画の基本理念に対しての意見でよろしいんですね。考えろと言われたのでだんだん深く考えたんですけども、まず1がまちづくり、2が環境保全、3が理念のひとつの形、4にまたひとつづくりと、まちづくりと一緒に入ってしまっているという感じですね。それから5番目の協働による計画の着実な推進と、言わんとすることはわかるんですけどいうところですか。まず、それぞれの項目とキーワード的に書いてある言葉について今後表現をつけていくと考えてよろしいでしょうか。そうすると2番目の環境保全のところですが、自然環境の保全の項目を1つ入れた方がいいかなと思います。それと“ひとつづくり・まちづくりの強化”という表現は少しなじまないと思います。強化ではなく推進なのか、ちょっと考えた方がいいかなと思います。ここで言っている事業者というのは企業のことを指しているのでしょうか。企業ということに限定はしないということでしょうか。商店等を含めた事業所ということですね。連携協働というのは必ず出てくる場所ですから、これも表現がいいかわかりませんが、セクターを明確にした方がいいかなと思います。例えば行政、市民、NPO、企業とか、その辺の表現で、どこと連携してどこと協働して、いわゆるセクターと

いわれているものを明確に表現した方がわかりやすい気がします。項目的にいうと、繰り返しになりますが、1 にまちづくりがきて、また 4 にもまちづくりがきて、言わんとする表現が違うものであるのならば、“～に関わる”まちづくりとかひとづくりとか名詞的なものを入れないと、ちょっとわかりづらいかと思います。表現に関しては今後の検討なんでしょうから、今読んで気づいたところだけ言わせていただきました。

○大住委員長

ありがとうございました。順にご意見をうかがうと申しましたが、ご意見のある方だけうかがいましょう。ありますか。他の方がなければ今日は実は荒木委員が見えておられますので、考え方をお話していただくことしております。それからまた考えることでもいいかなと思います。それでは意見のある方だけおうかがいします。

○奥山委員

奥山です。前回は何もわからないまま来てしまって、自分でも的外れなことを言ったかなと思います。少しいろいろ調べましたら、最初に蒸し返すようですけども、この第 3 次熊本市環境総合計画というのはリオデジャネイロから来ている、ローカルアジェンダ 21 と考えてよろしいんでしょうか。

○事務局

第 2 次はですね。

○奥山委員

そういうことですね。第 2 次熊本市環境総合計画は百七十何ページありますよね。今日ここに資料 4 に書かれた 5 つの項目がありますよね。これは今度第 3 次環境総合計画をつくる際の一番トップページに来るわけですか。

○事務局

前回の資料の中で資料 3 の「第 3 次環境総合計画の構成案(たたき台)」というのがあります。これを今度の環境総合計画の中での本というイメージの中で第 1 章から第 4 章までまとめております。基本的な考え方について、今日、理念という形でお話をさせていただきましたのは、第 2 章目の計画の基本理念というところを組み合わせたものでございます。ですからこの部分といたしますのは第 2 次環境総合計画の中では基本理念という章ではまとめていないという部分でございます。ここを今回は第 2 次と第 3 次の大きな違いということで、この第 2 章の部分を大きくまとめていきたいというところでございます。この理念に基づいて第 3 章での基本計画ということで重点プログラム、それから基本計画の体系に結びつけていきたいと、そういう中でこの市民、事業者、行政の役割ということも基本計画の体系の中で示していきたいと思っております。

○奥山委員

どうもありがとうございました。それで、今日いただいた資料の基本理念 4 の“ひとづくり、まちづくりの強化”とあります。これは密接に関わっているとおっしゃいましたが、少し違うんじゃないかと思います。まちづくりというのは、都市計画とかもまちづくりと考えられることもあると思います。この場合のまちづくりと言った場合は、今から考えられるスマートグリッドとかも 1 つのファクターだと思いますが、どのようなまちづくりというのが漠然としているような感じがします。

○事務局

先ほどの山口委員からも出た意見ですが、この一番上の“世界に誇れる環境・文化都市としてのまちづくり”とありますが、これは都市像のハード面としての考えとしております。

○奥山委員

4 番はソフト面ということですね。

○事務局

そうです。4 番目の“ひとづくり、まちづくりの強化”というのはコミュニティの形成といいますか、“人と人のふれあうまちづくり”、そういう風な意味合いです。

○奥山委員

それを読んだ場合に混同するのではないかと思われましたので。

○大住委員長

ありがとうございます。私も意見がありまして、最後の基本理念 5 の所“協働による計画の着実な推進”の、推進する組織ですね。言うのは簡単なんだけれども、現実はどう計画を推進しているのか見えないというのが第 2 次の時の反省としてありますので、その推進するところをどういう風に協働でやっていくのかという視点が必要かなと思いました。それでは今日でまとまるとは思えないので、事務局から今日の分をまとめて提案していただいて、次回議論する時間はございますでしょうか。

○事務局

まとめた形で次回お示しして、それであとはまた環境審議会もございますので、その中でまとめ上げさせていただきたいと思います。

補足ですが、理念のところでもまだ、まだキーワード的に上げている部分で、少し文章化していると思います。関係課とも十分協議、話し合いをし、私ども行政の立場の中でもしっかり共通認識をやるためにも話し合っていきますので、そういう作業の経過、プロセスをこちらにらせていただ

きたいと思います。

○大住委員長

皆さんそれでよろしいでしょうか。(一同異議なし)

それでは事務局にお任せすることにして。では次に議題 2、“市民・事業者・行政の責任と役割について”ですけれども、ベースとなる考え方を荒木副委員長からお願いします。

○荒木副委員長

昨日 9 人くらいテレビに各政党の党首が出て議論をしておりましたが、その中で現在の菅総理が第 3 の道について、ガタガタ言われておりました。第 3 の道というのはロンドン大学の学長をしておりましたアンソニー・ギデنزと言う人が主張したもので、公平平等ばかり追求する政策を展開しては成長がとどまってしまうということで、公平平等を追求する道が第 1 の道。それだと成長しないから、効率主義に没頭して進める政策、効率追求主義が第 2 の道。第 1 の道も第 2 の道も国民から嫌われたらどうすればいいのか。そしたら第 3 の道を考えようということで考えたのが効率と公平平等の調和を図れる政策、策定といったものと考えられないかとしたのが第 3 の道であったわけです。ちょうど日本で行政改革が騒がれていて前進しませんが、これもやはり改革の中心は効率能率を追い求める。それを追い求めていったら確かに一定程度は改善されたように見えるけれども、小泉元首相が言ったように効率一辺倒市場中心原理主義でやっていくと、格差が猛烈に発生して、国民生活にしわ寄せが来て、経済成長も滞ってしまうという問題が出てくる。この問題を是正していくという考え方をとっていかなくちゃいけないというのを、菅総理大臣も物まねして、アンソニー・ギデنزの考えを踏襲してああいう考えを出したようです。実は“新たな公共”という考えを私が出したのがもう二十数年前になるわけですが、国民が税金を納めて、信託して、行政職員を税金で雇って、国民に代わって公共的な仕事をやってもらうのが役所の仕事であるということです。そういう法律に基づいて、公の仕事をやっていくのが公共と捉えられてきたわけです。ところが世の中が進歩発展し、複雑化していけば、いくら国民が税金を納めても間に合わない。国民から問題提起されたものにも応えられないという問題に直面しました。それでどうすればいいんだと。国民は税金を納めれば義務を果たしたということで、あとは何もしなくていいんだらうかと。その結果、行政にだけ依存していたのでは前に進まない事態に直面し、問題が大きくなっただけということです。では私たちがちょっとだけできることを、自分の利益を少し犠牲にしても隣の人のために何か役立ちそうだと程度のことをやっていくことによって、行政がたくさん背負い込んでいる仕事の何割かを少なくしていくこともできる。いわゆる市民が自主自立的に主体的に社会と関わることによって、行政にいっぱい仕事をやらせていたものを減らしていくことができる。そうすると税金も無駄遣いしてもらわなくていいということになる。では誰たちが、みんな私たち一人ひとりがそういうことをやっていけるのではないかと。行政だけではなく、私たちがちょっとだけ手をさしのべていくことによって、社会をよくしていくことができると。これが“行政以外の主体による公共的な仕事の達成”という考え方になる。これを“新たな公共”という言い方で

とらえていってはどうかということを考えてみたわけです。2つレジュメがありまして、“新たな公共”というのは眺めていってもらえれば今話したようなことが書かれております。行政にだけ依存するような私たち市民であってはいけません。私たちは私たちで何かできることを、社会的に自立心をもって自分の考えでもってよりよい社会をつくっていこうという、この意見を出していくということが新たな公共を生み出していき、作り出していきということにつながっていくんです。その結果、信託している行政にだけお願いしなくても、お願いしていくことを減らしていくことができる。その方が市民生活にとっても行政にとっても、より望ましい方向につながっていくのではないかということをも1つ目のレジュメでは言いたくて書いているわけです。ただ、わかりやすくするために楢山節考の話を入れたりしています。私は熊本の矢部の出身ですが、私の子どもの頃は農業用水を皆で手入れ、草刈りをしながら、どこの家の田んぼだからということではなく、その集落全体で棚田があれば上から順々に水が落ちてくる水田に沿って皆で田植えをしていたりしていたんです。その方が皆の労力をカバーできるし、いい地域社会をつくっていくことができるということがありました。ところが最近では矢部に帰りましてもやっているところはないんです。残念ながら昔のよりよい風習というのはなくなってしまっております。私たちが暮らしていくために必要な、お互いに力を出し合い、協力し合い、心を合わせて頑張るって成果を出していこうと、それが皆のために役にたつという、そういう意味合いの社会生活原理、これが協働ですが、この協働によって生み出されていく、その成果が社会のためになる。これが新たな公共によって作り出されたものなのだと思います。ところが今年度の日本行政学会においても若干「協働なんかできるわけがない」という議論がおきまして、その場で「荒木が来ていないのはどういうことだ」ということになりました。私は入院していましたので学会に行けなかったわけですが、議論を吹きかけられた中心的な意見はこういうことでした。「行政と市民が対等に協力関係を結んで目的達成なんかできるわけがない」ということです。なぜなら主人公は誰かということと市民である。市民が行政を使っているわけだ。その現状が逆転して行政が市民団体を下請け機関化して使うという方向になってしまっているのではないかということです。法律体系がそうなっている限り協働なんてできっこないというのが反対意見です。その意見の中心的な考え方というのが憲政原理に基づく考え方であったわけです。私が言っていたのは社会生活原理に基づく協働論であるわけで、私たちが生きていくためには他者の力を借りなければ生きていけない、これが現代社会の原理なんです。法律論だけで言えば、対等な関係とはいかないかもしれないけれども、私たちが暮らしていく中でお互いに協力し合って生きているということを前提にルール化したものが法律であるわけですから、慣習法が前にあって後でできた法律が人間の生き様を牛耳ってしまうのはおかしいのではないかと、そういう反論を予定していたわけですが、残念ながら学会に行けなかったので反論はできませんでした。それはともかくとして、協働といったものはそこに書いてあります通りで、先ほどの議論の中で中村委員さんも山口委員さんも奥山委員さんもお指摘されました。案の定と思って私は聞いておりました。というのは使われる言葉の意味をどのレベルで使おうと、同じ意味を与えて、皆が共有しないといけないという原則があるわけなんです。しかしそれがあつちで使われている

意味とこっちで使われている意味とがまちまちになっていそうな感じがしたということでございます。やはり委員の皆様から理念の項目の中の”まちづくり”をたった1つ取り上げても「こっちのまちづくりとこっちのまちづくりはどうなんだ」という意見が出てきた。これは違う意味を持たせようということなのか、同じ意味で説明されようとしているのかわからないということであったと思います。だからこれを次回整理していただきたいということです。そういうことで協働の方のレジュメをご覧ください。協働というのは手段概念であって、目的概念ではございません。協働の最初の形態というのは私たちが暮らしていくために必要な社会生活上の実践原理だということです。それから協働というのは当たり前ですが、1つの主体だけ、1人だけでは成り立たないということです。必ず2つ以上の主体、2人以上が協力しあって協働が成立するということです。協働には“民・民協働”、これは市民と市民、市民と企業もあります。“公・民協働”というのは市民と行政の協働。“公・公協働”というのは県庁の行政と市役所の行政で協力連携を行う、こういうパターンが考えられます。これは大きく分けてこんなものです。細かくいけば目的に応じて協働の仕方は様々であるということです。それから5番目のところは協働するにあたっては原理原則を打ち立てて進めていかないと無茶苦茶になりますということです。そこに(1)~(6)まで掲げております。まず、協働するためには、誰かが上で誰かが下に位置づけられる、上が下をこき使うというような形は協働とは言わないということです。お互いに対等でないといけません。協働というのは熊本県ではパートナーシップという言葉で潮谷知事以来使っておりますが、私はパートナーシップではないと思います。私が使っているのはコプロダクションという使い方です。いわゆるコミュニケーションのCo。地域社会、コミュニティのCo。このCommonとかCoで始まる単語を引いていただくと“共通・共有”というような意味づけのものが多いんです。お互い様、平等ですというような水平の概念を表す用語であります。Co-productionというのはCoとProductionを合わせた言葉で、2人以上の人たちが協力連携しながら活動を行っていくことです。1人でやるよりは2人の力によってできるということ。1+1=2と計算しますが、これが3になったり5になったり10になったり、相乗効果が生み出されるということです。ですから最低限2にはなりますが、2以上の成果を生み出す、新しい価値を生み出していくんだということが協働には期待されるということです。そしてなぜかということが原理原則の中に出てきます。私が持っている能力、そして今まで経験してきた様々な手法があります。しかし私が経験していない手法なり能力なりをお持ちの人がたくさん周りにいます。そういう人たちと協力連携していくことによって、多くのものが生み出されていく。資源、能力、経験、ノウハウ。それぞれが違います。企業間においても違います。違う者同士が持っている資源を持ち出し合って、ある目的達成のために力を合わせていけば、莫大な成果を生み出していくということになります。そういう点を念頭に置く必要があります。そうすると新たな価値が生み出されていきます。いわゆる相乗効果、シナジー効果が出てきます。それからそういった者がお互いに協力していく場合には尊重し合わないといけない。中国のことわざにも、お互いが持っているものは違っても、それを出し合うことでものすごい成果が生み出されるという意味のことわざがあります。これはアメリカにも同じようなことわざがあります。多分日本にもあると思います。これは中国にしろアメリカにしろ日本にしろ、同じ社会生活を行っていく中で、お互いに力を合わせていく

と 1 人の力ではできないことがどんどんできあがっていくことを意味することわざが、どの社会にもあるんだという証拠だと思っています。そのためには「俺とお前は意見が違うからお前の意見は聞きたくない」と受け付けないような関係であってははいけません。違う意見をお互いに尊重し合うというのが必要である。お互いに尊重し合う、異なる意見を尊重していくことによって、何かの時にある目的を達成しようとするときに「彼はこういうことを言っていた」という具合に利用できるということにつながっていきます。そういう形で異なる意見であってもお互いに大事にしていくということが必要なんだ、協働とはそういうものなんだということです。それから“(4)協働する各主体は解決すべき、達成すべき、実現すべき目標や目的を共有しておくことが前提となる”と書いております。先ほどの話を聞いておまして、私は 1 回目欠席していましたのでわからなかったんですが、まだ十分に共有できていなかった面がある感じがしました。ぼちぼち共有していかなくてははいけなかなと思っております。目標を共有しておくことが協働していく場合に最も重要なことだということです。その次の(5)は簡略化して求同尊異とか、先ほどお話した、あるいは相手に足りないところを補完してあげるという補完性の原則があります。昨日、菅総理が言っていたのは補完の所ばかり強調しておりましたが、補完だけではなく異なる意見を尊重するというのがとても重要だと思います。それから“(6)安心安全の社会を協働によって築いていくためには”というところですが、お互いが持っている、考えている事柄や内容を理解し合うということが重要であるわけです。平成 17 年 4 月から個人情報保護法ができてとても窮屈な状況が生まれてきております。我々が大学で教壇に立って授業をしていますね。学生に当てるとき「君の名前は何だね」と言うと「個人情報保護のために言えません」と答える。そういうような変な個人情報保護の使い方に走っている動きがあります。妙な方向ですね。やはり公開の原則というのは何につけても、何かを一緒にやっっていこうとするときには前提条件になっているんだということです。こういったものが確保されていく必要がありますということです。6 つほど原理原則を書いておきましたのでお読みいただければと思います。それから大きな 6 に平仮名で「きょうどう」と書いております。岩波国語辞典で引くと「共同」「共働」「協同」「協働」4 つほど漢字が出てきました。英語の辞書を引いて協働に匹敵する内容を調べましたら、しょっちゅうコラボと使われておりますので「collaboration」「partnership」「co-production」、こういう 7 つほど「きょうどう」に関係する言葉を拾い上げて分析してみました。こういう意味的分析をやって、言葉の意味を正確にしていくことが必要であるということです。先ほどまちづくりにたいする議論において、なぜ平仮名のまちづくりなのか、町づくり、街づくりではいけないのか。この場合はこういう意味合いのまちづくりなんだという説明がきちんとつけられるようにしておく必要があるだろうということです。私は意味的分析を漢字と英単語を通してやってみました。その結果、7 つの言葉の意味に使われている要素といましようか、拾い出してみましたら、目標の共有という意味、いわゆるシェアリング・共有の哲学が全部の言葉に横たわっているということに気がついたんです。それから当たり前ですが、「きょうどう」というのは複数の主体が力を合わせることでですから 1 人では成立はしない。複数の主体が前提としてあるということです。もう 1 つは 1 人ではできなかったことが 2 人以上力を合わせればできるようになるわけですから、そのことは相乗効果が生み出されているということです。それから次は互いに平

等、並立、対等の関係にあつて、各主体はそれぞれ自治制、自立・自律性、こういうことが「きょうどう」の言葉の中には横たわっているということです。こういったファクターを組み合わせ、ある目標を達成していくということで、あくまでも「きょうどう」は手段概念であり、目的概念ではありません。熊本市の場合には、手段ではなく目的化している面がときどき見受けられますので若干心配しております。そういう協働に含まれているファクター、概念構成要素を引っ張り出してみますと、7つのファクターが概念構成要素として意味的分析から導き出されました。そういうファクターを使って協働の概念を否定していくとすれば、“「協働」とは複数の主体が共有可能な目標を設定し、その達成に当たっては互いに対等な立場に立ち、自主自立的に相互交流し、効率的、相乗効果的に目標を達成していく手段である”ということです。たまたま下に括弧書きで書いておいたんですが、昨年ノーベル経済学賞を受賞されたアメリカの女性学者がいます。エリノア・オストロムさん。彼女は政治学者でありまして経済学者ではありません。旦那さんがヴィンセント・オストロム。コプロダクションという造語をつくられたのが旦那さんのヴィンセント・オストロムさんです。私はこのインディアナ大学の研究会にのこのこ出かけて行って参加させていただいたんですが、そのエリノア・オストロムさんがこれほど経済理論が精密にできあがっているにも関わらず、今日の経済状況その経済理論を使って説明できないのはなぜかと。リーマンショックの説明ができないのはおかしい、そういうのは理論ではない。岡目八目、将棋の碁盤目で横から見ている方がよく見えるということです。これと同じように、経済学領域の人たちが考えていたのでは思いもつかないことで、2人以上の人間が目的さえ明確に理解できれば、違う発想をお互いに出し合つて、組み立てて適用したらうまくいった。経済理論はその壁を打ち破ることはできなかったわけです。それを政治学者が岡目八目で横から発想を出した。つまり1つのものを生産、販売する時にたった1人の人で一所懸命やったらコストばかりかかり、売れ行きも悪い。ところが2人以上の人が知恵を出し合つてやるとその商品の使い方でもあるし、消費者でもあるし、PRマンでもある。多くの人がそういう役割を果たしている。そういう人たちの知恵を存分に発揮させてもらって組み立てていけば、商品はよく売れるし、PRもできるし、デザインもいいし、安く売れる。これは相乗効果、2のx乗ぐらいの効果が出ているのではないかとエリノア・オストロムさんが指摘して、これを都市行政サービスに当てはめていったわけです。都市には様々な市民が生活していて、様々なサービスを必要としている。その必要としている人たちにサービスを提供するときに行政だけで考えてやってしまうと、行政が考えついた行政サービスなんて本当につまらない、くだらない、役に立たないサービスが多いわけです。市民同士が「こういうサービスがいい」ということを行政に注入してあげることによって、市民が望む行政サービスというものを行政が生産、供給していくことができるという本をエリノア・オストロムさんが出したんです。実はこれがノーベル経済学賞を受けたということにつながったわけです。そういう余計な話までしてしまいましたが、協働とはそういう形のものなんだということをご理解いただければと思います。それから新たな公共というのは行政だけが税金を使って法律に基づいてやっていだけ公共ではないんだということです。必ず協働と新たな公共にはつながりがありますということを短い時間で申し訳ありませんが、そういうお話で終わりにさせていただきたいと思います。

○大住委員長

ありがとうございました。今ので皆さんだぶん整理ができたと思います。そして私たちは新たな公共に対しての提案をしているのかなど。今の講義について何か質問はありませんか。それでは講義の中にありました、言葉の整理というものは次回提案していただけますか。それではそれをお願いして閉じさせていただきます。それでは事務局から“市民・事業者・行政の責任と役割について”、これについて説明をお願いします。

■事務局説明

・議題 2「市民・事業者・行政の責任と役割について」

○大住委員長

それでは少し言葉の整理とかいろいろな課題があつて皆さん言いにくいかと思いますので、これらを踏まえ、ご自分の意見を言っていたくことにしましょうか。割と楽な気持ちで。次回、あと残すこと 3 回。多分最後の回は提案されたものでいいのかどうかという文言整理になるかと思えます。あと 2 回で組織と、いろいろ話し合いをしなくてははいけません。本当は今日いろいろまとめなくてははいけなかったんですけども、不手際もありすみません。皆さんのご意見を 1 人一言ずつ言って帰るぐらいの気持ちでマイクを回したいと思えます。議題は市民・事業者・行政の責任と役割についてということでよろしくお願ひします。

○山口委員

ちよつともう 1 回説明してもらつていいですか。何を問うているのか。“環境の目標の分類図”というのがあるでしょう。これは熊本市において、今日やろうとしているテーマですよね。それについて「こういう要素がありますよ」という意味ですか。そして次の“第 3 次総合計画重点プランたたき台”というのとはこれと、1 回目の資料との関連性というのはなんでしょう。似たような資料がたくさん出てきて、もっとシンプルに言うとなんを問いたいのか。それから A3 縦の資料で、“第 3 次環境総合計画 基本計画体系と市民・事業者・行政の役割(案)”とありますが、これとの資料の関連性は何でしょう。要はごちゃごちゃたくさん資料がありますが、何をどう言いたいのか、それを教えてください。

○事務局

いろいろ資料をお渡しして、混乱するようなことがございました。第 1 回目にお渡ししたたたき台をご覧くださいと思います。資料 3 というところです。この中の今からの説明は第 3 章にあたる部分を説明させていただいたつもりです。第 3 章の基本計画です。ここに 1 と 2 とありますが、重点プログラムということで、環境行政の基本理念を具体的に実現させるための事業、プログラムということで書いてありますが、この部分と基本的体系、これを大まかに概念的にまとめたのが

環境目標の分類図とっていただければと思います。ですから1はプロジェクト、2は基本計画体系としておりますけれども、この“ひとづくり、まちづくり”。このお皿のような形になっている部分ですが、ここを受け皿としての重点プログラムと考えていただけませんか。そして、この基本体系ということで、“市民・事業者・行政の役割”と書いておりますが、この基本体系としての考え方が上の青い丸の部分です。そういう風にこの地球環境に囲まれた中に自然環境、循環型社会、生活環境、都市環境、歴史文化があるということです。こういう風なイメージでまとめた概念図をお示したところでございます。その次ページというのはこういうまとめ方で概念的に少し基本計画に関わるような部分、地球環境、自然環境、循環型等とありますが、これをいわゆる串刺ししていくようなひとづくりの重点プランというのをつくったらどうかという1つのたたき台です。それからまちづくりということですが、これも地球環境、自然環境という部分を協働とか基盤整備や基盤活動、経済活動という観点から串刺しして1つのプランとしてまとめてはどうかということです。ですからこの部分といえますのは“ひとづくり、まちづくり”ということで直接的に地球環境とか循環型社会とか、いろいろこれから外れる意味で、お皿の受け皿みたいに描いているという考え方です。そういう中で、今日ご議論いただきたいと思うのはこの部分の上の方の体系的な考え方の中でそれぞれ市民、事業者、行政の役割、取り組み方をご議論いただきたいということで、このA3の縦の表をお配りしているということです。ですからこの丸い部分にあたります部分が“水環境の保全、緑環境の保全、生物多様性の保全、循環型社会の形成、生活環境の保全、快適な都市環境の形成、歴史遺産の保全・文化の継承、低炭素型都市の形成”とありますけれども、この部分が少し体系的に参考的な役割分担ということで書いていますところ。ですからこの中で大変申し訳ないところがございますが、この分類図の中での分類と、ここで参考としてお配りしているこの体系図的なものとは一致しておりません。ただし、私どもの所でも整理がついておりませんので、今日の所は参考の資料として“水環境、緑環境、生物の多様性…”と並列に位置づけた資料をお配りしております。そして今日ご意見をいただきたいのは、いろんな人が集まって抽象的な話でも結構ですので、市民の立場、事業者の方の立場でいろいろな要望や意見、こうあるべきだというような意見をいただきたいということでございます。

○大住委員長

皆さん整理できたかどうかわかりませんが、とにかく一言ずつ言って帰ろうと、軽い気持ちで言っていただい。皆さんが出された発言の中からすくい上げるところはすくい上げて、次回の資料として整理して下さると思いますので順にお願いします。

○吉浦委員

すみません。私も頭の中でこんがらがっている部分がありますので、条件を整理する意味で質問させていただきたいと思。基本理念体系というのがあって、5項目あります。これを見たときに例えば1番に“世界に誇れる環境・文化都市としてのまちづくり”とありますけれども、これが熊本市を環境面から見たときにどうもっていくのかという形で、目標がここですよというのが1番にな

るんだと。2番はそれをやるにあたって地域環境の変化がありますよと。3番は実際にやるときには環境だけではなく、経済性、社会の調和が要りますよねという考え方。4番、5番が実際に環境をやる上で、オゾン層の破壊にしても生活環境にしても水の使いすぎにしても市民の形の部分はかなりありますので、そのあたりの地域の協力を得ることと、ある程度実施していくための教育もしっかりやって循環型社会をつくっていきましょうということかなと思います。先ほどここでおうかがいした部分に書かれていることに関しては基本理念の1番を実施するにあたって、こういうことをやっていきますよと目的が書かれていて、手段に関してはまた別の地域や市民が協力するか、事業者とか行政とか手段はとにかく書かれていない。1番の目的を達成するために、それぞれ環境的に水を保全しましょうとか、緑とか環境体系の目標が書かれているということで、基本的なことが5つ書かれてはいるんですけども、目的と手段とごちゃごちゃ書かれている感じがして頭の整理ができないという感じです。ですから目指すべき都市像と書かれているところが基本理念の1番の熊本市の環境文化都市のまちづくりのためにはこれをやっていきたいということが書かれているということでしょうか。

○事務局

この目指すべき都市像というのはまた別にありまして、この理念に基づいて、この10年間取り組むべき方向性を示す、それで都市像が見えてくるのではないかと思います。これはまだ“目指すべき都市像”と入れているだけで中身が入っているわけではございません。そういう中で環境目標として中目標の中に水環境の保全や緑環境の保全を入れていることで、基本理念を全体的に集約したところで、いろんな水とか緑とか生物多様性のことをまた基本計画の中で簡潔に述べていくということでございます。今後、これについて水とか緑とか細かい部分については、こういう基本理念を元に反映させて、個別計画の精神を基本理念でうたい、そして個別計画で基本理念を反映させていくという考え方でございます。

○吉浦委員

目的と、今の環境側面的な条件と手段というのが基本理念のところに書かれているんですけども、そういう形で基本理念というのを作り上げられるということでしょうか。

○事務局

基本理念というのはこの5つの中で今後10年間の方向性を踏まえ、どうあるべきか、どう向かうべきかというのをここでうたいたいということでございます。それを環境理念としたいと思います。

○吉村委員

質問よろしいでしょうか。途中参加で申し訳ありませんが、その辺のすりあわせをした後での議論がいいのではないのでしょうか。先へ全然進まないような気がしますので。次回にそこからという話をさせていただいてはどうでしょうか。

○事務局

基本理念と、ここで唐突に“市民・事業者・行政の役割”の資料ということで、関連性が見えないというのがあるかと思います。この資料も私たちのイメージを十分にお伝えできないという部分があるのかなと思います。

○大住委員長

すみません。いろいろ先ほど荒木副委員長の講義とかありまして事務局への課題も出ています。次回それをきちんと整理して提案していただくんですけども、集まったんだから一言は言って帰ろうぐらいの軽い気持ちで。軽い気持ちではいけないんですけども、こんなに課題が錯綜しているので、この中できちんと意見を言うのは難しいかなと思います。とりあえず一言ずつ発言してください。

○守田委員

はい。失礼な話ですけども環境に関してはど素人なもので、こういう資料を見ただけでは、私は文章にも書いてあることを説明されて「ああ、結構やっているよね」と思うだけでたいした意見も思い浮かばないんです。これだけ市の方も課が加わってくれているので、「ああ、いっぱいやっているんだな」と正直思いました。ただ、説明をされて初めて自分が家でやっていること、地域でやっていることを思うと、宣伝ではありませんが、もっと僕ら素人の市民に対してもいろんな所で関心を持ってもらうことが必要ではないのかなと思います。農業後継者はまだまだ若い世代の人間です。私もまだ農業に就いて4年しかたっていません。ただ、親の下でやっていたわけではありませんが、当たり前のことになってしまって、環境のこういうことを考えずにやっていたということを思います。前回、最初に来て話を聞いたら皆さんは国際的な話とか、レベルの高い話をされて、全然訳のわからないことを自分が言っていました。帰ってから資料を見直して農家の若手に言うと「それはやっていることだけど、こんな紙を見たってわからないよ」ということがありました。言われると農家としては地下水の保全ではないですが、田んぼにはこうやったら川の水が来るとやっているんですが、いかにこれを今度は農家だけでやるんじゃなくて、熊本市中に後継者のいろいろ支部があって、皆ごみの活動とかいろいろやっているんで、こういうことを今度は僕たちもただ、後継者だけでやったでは自己満足の世界にしかならないので、他の市民の方々にも僕たちはこういうことをしているんだよと関心を持ってもらうような活動を今後はしないといけないのかなと思っています。役割とか、今後どうにかしなくちゃいけないとかは、地域は地域で親以上の世代がずっとやってきてくれた伝統を、まず僕たちが農業をやっているんだから、地域にもっと環境を維持して子どもたちにも伝えていけるように一人ひとりが関心を持って、今度は農業地帯じゃない人たちにも販売会ではないですが、行ったときに同じ熊本の中でも「天明の方ではこんないい野菜が作られているんですよ」と、もっとアピールして、「おいしかったら今度はうちの地域に遊びに来てください」、「僕たちの地域はこういう所です」、「健軍はこういう所です」、「龍田はこういう

所です」と。こういう難しいことは親たちが多分やっていることなので、僕たち若手が大きいことをしようというのはまずありません。親がやっていることを僕たちが身近に感じて広め、宣伝して、農業後継者としては考えていかななくてはいけないなと思ったのが今回の考えです。

○林委員

第3次環境総合計画を見て、目標が書かれてあることはわかるんですが、目標より先に“どのような取り組みをしていくか”というのをもっと考えていかななくてはいけないと思いました。地下水のかん養のことや、3R のことなどわからない人はまだまだたくさんいると思いますので、全然わからない市民がもっと理解できるような情報などを提供する場などが増えればいいなと感じました。環境教育など、子どもたちの世代だけではなく、若者やもっと上の世代の方に向けても理解ができるような取り組みが何か見つければいいと今回思いました。

○奥山委員

まだ頭が混乱しているんですけども2点あります。第3次環境総合計画を立てるにあたって、第3次があれば第2次もあるということです。第2次環境総合計画が百七十何ページありますけど、私たちが今からつくろうとしている所の基本理念が問題となりましたが、冊子の中ではどこに来るのか、位置づけとか私たちが議論していることが冊子のどのあたりに来るのか、イメージがわからないんですよ。一番トップページに来るのか、どこに来るのか。できたら前の冊子が余ってあれば、回していただいたらイメージがつかみやすいんです。私たちが協議しているのがどこにくるのかわかったら、視点が明らかになるのではということです。それと前回いただいた大きいレジメの中でクリアできていない所がいくつか、現状、分析というのがありましたよね。ここは第2次の反省に立って、できたところとできなかった所の仕分けというのがきちんとできているのかということ。それと今日いただいた、たたき台として参考にしてつくられたとおっしゃいましたが、ここ現状分析で達成できているところと達成できていないところがいくつかありましたよね。そういう重点項目とかを考えながらできているところとできていないところの仕分けをきちんとしながらあげていったらいいのではないかと思います。

○吉村委員

前回欠席し、今日も途中から口をはさんで申し訳ございません。息子が4人小学校中学校とおりまして、子どもたちにはずいぶん環境教育をしてきて、いろんな勉強をして、宿題を持って帰って一緒に考える機会があります。事業をいくつかしておりますので、その中でいろいろなところから環境についての情報が入って来るんですが、そのはざままで自分に何かできることはないかと思ひ応募させていただきました。前回欠席した中で資料をたくさん送っていただき、ずっと目を通して資料3の★印のところを市民検討会議で話し合うからここを重点的にと書いてありましたので、市民・事業者の求める方向性、あるいは基本計画の中の★印のところ、ここがこの会議で話し合うところと思い、途中から参加しましたが、非常に難しい話があつて、全くわからなくなってしまい

ました。2時間くらいだということでしたが、あと1、2時間かかるのではないかと思います。環境行政が求める方向性については行政が出されるのでそれを市民検討会議で意見を言うと思っていました。前回送っていただいた、A4の大きな資料を基にお話が進むと思って、私なりに見てきましたが、今日たくさん書いてある資料をいただきましたので、しっかり目を通し、自分なりに考えてみたいと思いますけれども、行政に期待したいことは市民や事業者に対しての危機感を持つように、どういう風な取り組みをするか、市民はなかなかできないところがありますので行政からのいろんな情報提供が必要なのではないかと思います。

○岩本委員

今日お話を聞いていて、質問させていただきたいのですが、この“市民・事業者・行政の役割(案)”というところの表現が、市民、事業者ともに「〇〇につとめます」というような表現になっておりますが、これはどういった意味なんでしょうか。誰がやりますと言ったことになるのでしょうか。この検討会議でやりますと言ったというようなことになりませんか。

○事務局

今お示しているのは、熊本市第6次総合計画の中で、それぞれが市民はこういう形につとめます、事業所はこういう風にやりますという表現させていただいたものをそのままここに参考までに掲載しております。皆さんに今回、第3次総合計画の中でご検討いただきたいのが、実はこういった細かい、「節水に努めます」「事業所はかん養をやります」ということではなく、上の段階の大きな方向性として、市民は自分たちの生活の中で、責任をもって、例えばまちづくりの中で自分ができること、環境を守るための活動を積極的にやりましょうとか、そういった方向性のようなものを考えていただきたいと思います。正直申しまして、今までの他の環境総合計画、熊本市の総合計画、文化国際計画、観光計画も全てこういった宣言方式の役割分担になっています。ただ宣言方式とさせていただいているんですが、宣言をしていながらも市民の方がご存じなのか、事業者の方が知って活動されているのか、というのは今まで熊本市がつくっておりました計画の部分はとても不足している部分でした。そこをいかにどういう表現にして、実際に書いたならばそれをいかに市民の皆様が理解していただいて、それを実践していただくか、推進の部分を考えていただかなければならないかなと思います。

○岩本委員

ありがとうございます。次ですが、奥山委員からもお話がありましたが、第2次計画でもまだ達成されていない部分があります。私は計画を立てる以上は達成できる計画を立てて、それを達成するための明確な方法を決めるべきだと思いますので、このように第2次と同じような計画の立て方でいっていると、同じように達成できないような第3次計画になるのではないかと危惧しております。

○事務局

この表現の仕方というのも第 6 次のものを参考に書いておりますので、そうじゃないんだというご意見もあるかと思えます。この環境総合計画というのはあくまで理念的な計画と位置づけております。その具体的な実行は個別計画で達成していこうかと考えております。今指摘を受けておりますが、どの部分がどれにあたるのか、わかりやすい本のような資料を出ささせていただきます、今のような第 3 次総合計画のありかたについての根本的な議論にならないような資料を次回から出させていただきますと思います。

○三島委員

前回はそうでしたが、今回も皆の頭の中が混乱していて、どういう意見を言ったらいいのかというのが一番の悩みです。この 2 時間ずっと考えております。まず第 1 回目の意見交換会の場で、どういう目的で意見交換をするものだったのかということが明確でないままに、自分の活動を中心に意見を出したことが基本理念というところに出されてきて、また意見を出してくださいとなっていました。今回もそうなんですが、第 1 回目にいただいた資料 3、“第 3 次環境総合計画構成案(たたき台)”というのをもう 1 回、皆で収め直さないと、自分たちはどういう意見を求められているのか、どういう意見を出したらいいのか、いつも混乱して、基本理念とか基本計画というところが落ちないままに意見がまとめられている感じがします。意見が出しづらいし、未消化のまま、次に進んでいるような感じがします。先ほどから出ていますように、もう少しシンプルに事務局からも説明をしていただいたら私たちでもついて行けるかなと思います。

○中村委員

私が今ごろわかってきたのが前回の資料 1 で、“今後 10 年間を見据えた計画策定にあたっての考慮すべき事項”というのが先ほど三島さんのご意見の中で取り入れた部分なんです。資料 3 を見ていただくと星が 1 個の部分がある。これが前回の部分なんです。“市民検討会議⇒市民・事業者が求める今後 10 年間の環境行政の取り組みの方向性”これが最初の一つ星です。今日はここに書いてある通り、基本計画体系～“市民・事業者・行政の役割”これをいきなり提示されたと面食らっていると思われるようですが、それは前回の意見によってまとめたという形でさっき事務局から連絡があったと思います。違いは三つ星のところになると思います。最後に四つ星。一番最初に提案してあったんです。こういった形で会議を行いますよと。ただ、この時間がものすごく足りないの、意見募集等があったと思うんですが、この最初にもらった資料に「1~5 回でまとめますよ」というのをちゃんと皆さんが理解していなかった。自分たちの意見を言いたいけれども、どこで入るのかという頭の整理ですね。資料を見て、「今日は基本計画体系があるんだ」と思ってくればわかることです。前回資料をもらっていたんですけど、前回の資料を見ずに来たもんだから。そして今日はたまたま協働の話とか違う話が入ったから話が混乱しているんじゃないかと思えます。次回の会議は“1 重点プログラム”と“3 目標と指標”の部分になるんですかね。

○大住委員長

さくさくと進めばそうなるかもしれませんが、今回は違う資料を出していただいたり、整理していただくなどいろいろありますので、進むかどうかはわかりません。ただ、終わりが決まっておりますので、なるべく進みたいとは思いますが、でも先ほど三島さんの意見にもありましたが「何を言っているのかわからない」というものだけをまとめられたと感じることにならないようにしたいと思います。この会議だけでは足りませんので、何回か資料を送っていただいて、それを見ながら私たちからも意見をフィードバックするというようなことでまとめていきたいと思っております。会議では来た資料を一所懸命に読んで、理解して参加してください。

○中村委員

たまたま私たちはエコパートナーで第2次総合計画にも関わっており、最初と終わりが見えておりましたので、その途中の重要なところ、2次でできなかったところを会議で進めていこうと思って参加しています。何回も第2次総合計画の検証もしておりますので、そのところの資料を別にいただければ「こういった環境行政なんだ」とわかつて思います。ただ、ここだけで環境行政と見たのでわかりにくかったんだと思います。

○山口委員

荒木副委員長も先ほど言われておりましたが、1つは言葉の表現のところ、概念を共有する意味でとても大事ななと思います。2つ目がこれだけたくさん資料を用意してくると簡潔性を求められる。わかりやすさが大事ななと思います。3つ目が内容的なものですが、エコロジーとエコノミーの両立、調和というものがありました。環境保全ということを考えると、20世紀から21世紀にかけて、世界全体がそうですが、経済が発展するとすることと相反する部分があります。ヨーロッパが20世紀の後半から300年の破壊の歴史の中で反省して保全へ向かったときに、保全することが後退することとなると人間は生きていけないという結論に結びつきます。その中で考えると、経済の発展ではなく、経済の振興、活性化としたときに、自然保護と開発、相反する概念として捉えてきたものが基本計画をつくろうとしているところであります。熊本市が70万都市になって、政令指定都市になるときに人が増えたという、日本の国、日本人の特性として、保護とか保全に相反する傾向がどうしてもでてきます。その辺を熊本市という都市の中でどう共生、両立、調和していく方法というのを表現として出せるのか。環境総合計画の基本理念的な話なので、その出発点として市民が共有できる概念として、方向性は一緒でしょうから、明確に位置づける、説明するというのが必要なかなと思っておりました。ごちゃごちゃしているのは整理すればいいのかなと思います。

○荒木副委員長

第2回市民検討会議の議題2をご覧ください。“市民・事業者・行政の責任と役割について”というタイトルがあります。最初のページには“環境目標の分類図(案)”が出ております。多

分これは高度に抽象化された望ましい環境のあるべき姿を追い求めている気持ちだけがここに示されていることだろうと私は理解しています。次のページ、“第 3 次総合計画重点プラン(たつき台)”とあります。これは各自治体の環境計画づくりをながめておりまして、面白い考え方で方法論が示してあるものと受け止めております。ただし、“Ⅰ 楽しみながら環境行動を実践するひとづくり”と書いてあります。我々は環境行政の基本的な考え方について意見を出し合おうと言っているのに、ここに“ひとづくり”というのを持ってくるから、どうして“ひとづくり”のことについて言わなくてはいけないのか。どうして“ひとづくり”ではなく“望ましい熊本の環境づくり”と言わないのかということです。そうすると望ましい環境づくりが、横にあって、環境教育面では、どの主体がどういう取り組み方をするという具合にクロスさせていけば、「環境教育面では地球環境についてはこうやる、自然環境についてはこうやる」という具合にでてこようかと思います。だからそういう考え方を示していただければ、環境教育面という側面を切った形では見えてくる。皆、何をやればいいのか、問題を共有して、意見を出しやすいのではないかと思います。例えば生活環境面で環境教育をクロスさせていけば、環境家計簿づくりを熊本市はやっていきましょう。小学校でも中学校でも高校でも各家庭でもできます。それが具体的すぎるのか、望ましい方向として受け止めるのかということをご議論してもらえばよろしいのではないのでしょうか。2 番目、“Ⅱ 環境と調和した活力あふれるまちづくり”について。これは昭和 47 年、田中角栄さんが首相になられたころ、開発と環境の調和についての基本法をつくるときも国会で大もめにもめたことを思い出します。この場合“まちづくり”とするのか、“環境”という会議の名称が付いているのだから、環境について我々は議論をするということですから、できればまちづくりというか、“アメニティにあふれるまちづくり”と言ってもらうと、熊本というところで、熊本市民が必要なときに必要な物事や考え方を随時に受け止めて発揮できるような、そういう熊本市をつくりあげていきましょうという具合に環境というものを押さえていけば、ここで協働する場合には誰と誰とが、例えば行政と市民、市民といっても市民団体、NPO、企業とかさまざまなのが並びます。それと各主体がどう協働するかというのがクロスさせてあるマトリクスの意味が出てきて説明しやすくなっていくんだらうと思います。その場合に、例えば交通環境、下水道環境、道路環境これが基盤整備、あるいは住宅ということも入ってくると思います。それから経済活動であれば企業団地とか産業道路づくりとか工農業用水路づくりとか、それぞれ出していけばクロスさせていく意味が出てくるし、意見も出しやすいのではないかと思います。だからせつかくいいアプローチ法を取られているから、わかりやすく、意見が出しやすい形でやってもらえば、1、2 回飛ばした分ぐらい資料整理して、充実した意見交換会ができていくのではないのでしょうかと思います。

○大住委員長

どうもありがとうございました。議長の不手際で 30 分ほど伸びて申し訳ありません。そろそろ終わりにしたいと思います、事務局よりなにかありますか。

○事務局

長時間にわたりましてご迷惑をおかけしております。たくさん資料を出しております、私たちがイメージ的に先行して、内容の共有を図ることが出来ないまま議論を進めていただこうとした面もあるかと思います。今回、いろいろ意見をいただきまして、全体的な第3次環境総合計画をどういう風に私たちがイメージしているのかというのをお示して、どの部分を議論していただくのか、その議論の部分がはっきりわかるような資料を次回出させて、説明をさせていただきたいと思います。本日は申し訳ございませんでした。

次回の会議につきましては来月を予定しております。日程につきましては調整いたしまして、また連絡をしたいと思います。

○大住委員長

では皆さん連絡を待ってください。また資料が送られてくるとしますので、皆さんよく読んでおいてください。ありがとうございました。